

保険料の納付方法について

保険料は原則として年金天引き（特別徴収）で納めます。（※年金額によっては納付書で納付）
但し、口座振替での納付に変更することができます。手続きの方法等、詳しくはお問合せください。
※口座振替に変更する場合は、年金天引きが中止されるまでに2カ月ほどかかります。

保険料が納められない人は相談窓口へ

災害や心身の故障、失業による収入の著しい減少などで、どうしても後期高齢者医療制度の保険料を納めることが困難となったときは、申請により保険料が減免される場合があります。
詳しい内容は、桂川町役場 保険環境課 医療介護保険係までご相談ください。

8月から窓口負担の割合が変更となる人へ、新しい被保険者証を送ります！

毎年8月に負担区分の判定を行います。
平成20年中の所得確定に伴い、医療機関等で受診する際の自己負担割合（1割・3割）の判定を行います。
変更になる方には、7月中に新しい被保険者証をお届けします。
8月1日以降受診される際には、新しい被保険者証を医療機関窓口に提示してください。

●自己負担割合（1割・3割）の判定基準について

自己負担割合は原則1割ですが、同じ世帯の被保険者のいずれかの住民税課税所得が145万円以上である場合には3割となります。

ただし、住民税課税所得が145万円以上であっても、次の①または②に該当する場合は申請することにより1割負担となります。

- ① 同じ世帯の被保険者が2人以上の場合
同じ世帯の被保険者全員の収入の合計額が520万円未満
- ② 同じ世帯の被保険者が本人のみの場合（次の①または②に該当）
 - ① 本人の収入が383万円未満
 - ② 本人と、同じ世帯の70歳から74歳までの人の収入の合計額が520万円未満

限度額適用・標準負担額減額認定証の8月更新時の手続きが変わります！

現在使用している減額認定証の有効期限は7月末日になっています。
これまで毎年8月の更新時に申請が必要でしたが、平成21年度から、既に減額認定証を持っている人の更新の手続きは、原則不要になりました。
減額認定証を持っている人で、平成21年度の住民税が非課税である世帯の人には、8月1日からの新しい減額認定証を7月下旬にお届けします。

減額認定証を持っていなかった人で新たに交付を希望する場合は、これまでどおり、桂川町役場 保険環境課 医療介護保険係での申請手続きが必要になります。

【申請に必要なもの】

印鑑・被保険者証・その他※

※その他：収入額などを証明するもの（非課税証明書など）や入院期間が確認できるものが必要になる場合があります。